



28農振第482号
平成28年11月11日

愛知県行政書士会会長 殿

愛知県農林水産部長

資力があることを証する書面の取扱いの変更について（通知）

これまで本県では個人で住宅を建設する場合の農地転用許可申請については、住宅ローン等が広く一般に普及していることから、申請書により資金調達計画が確認できれば、資力があることを証する書面の添付は不要としていましたが、国の指導により別紙のとおり取扱いを見直すこととしましたので、御承知ください。

なお、県内農業委員会へは各農林水産事務所を通じて別途通知済です。

担当 農業振興課
農地管理グループ（馬場）
電話 052-954-6405

4-29

別紙

資力があることを証する書面の取扱いの変更について

1 変更の内容

これまで個人で住宅を建設するための農地転用許可申請については資力があることを証する書面の添付を不要としていたが、国の指導により取扱いを見直し、全ての転用許可申請（追認許可を除く。）に資力があることを証する書面の添付を必要とする。

2 個人で住宅を建設する場合の資力があることを証する書面の例

（1）自己資金による場合

残高証明書、預貯金通帳の写し（口座名義人と残高のわかる部分）

（2）借り入れによる場合

融資（見込、予定）証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の写し、事前審査結果通知、知人等から資金を借りる場合は借用書、金融機関の担当者等による証明書（別紙様式参照）

（3）共通事項

農地転用申請者と口座名義人又は融資を受ける者が異なる場合は戸籍謄本（抄本）・住民票等により続柄等を調べ、両者が異なることに合理性があること確認する。

3 取扱いの変更時期

平成29年4月1日以降の許可に係る申請から取扱いを変更する。

平成28年11月11日

金融機関各位

愛知県農林水産部農業振興課

農地転用許可が必要な住宅建設に対する融資に係る確認のお願い

日頃は本県農政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、市街化区域外の農地に住宅等を建設する場合、農地転用許可が必要となりますが、農地法施行規則上、許可申請書には必要な資力があることを証する書面を添付することとされております。

本県では、これまで個人が住宅を建設する場合は、当該書面の添付を省略することができる運用をしておりましたが、国からの指導により今後は当該書面の添付を義務付けることといたしました。

つきましては、融資を希望される方から、現在、融資の手続中であることを確認するための書類として次の様式による証明の依頼がありましたら証明していただきますよう御協力をお願いいたします。(既存の様式があればそちらを使用していただいて構いません。)

担当 農地管理グループ
電話 052-954-6405

融資に係る相談について

年 月 日

(借入希望者)

住所

氏名

様

(証明者)

金融機関名

担当者名

印

電話番号

当方では現在、あなたから個人用住宅建設に必要な資金の融資について下記の内容で相談を受けております。

記

1 借入希望金額

2 住宅建設予定地

※ 証明者欄の印は金融機関又は金融機関の担当者のいずれかの印を押してください。